

PART-1

Q&A 特定非営利活動法人 制度の概要

I 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

Question 1 NPOとボランティア団体、NPOとNPO法人との違いは？

Answer 1

NPOのなかに、ボランティア団体、NPO法人を含めて考えます。

(1) NPOの意味とボランティア団体

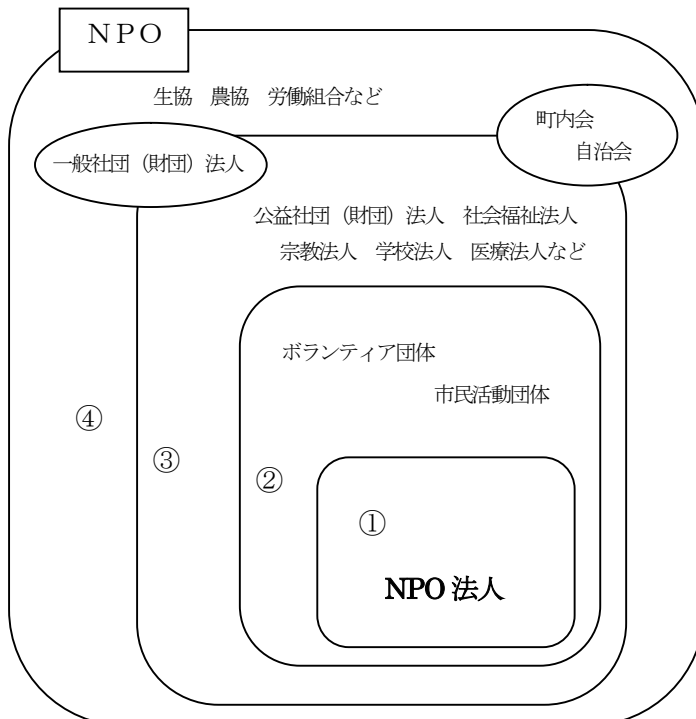
NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で表すと「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」と定義できます。

一方、ボランティアを一言で表すと「個人が善意で行う個々の活動」となります。この活動が広がり、定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作るなどして、活動報告をする段階になれば、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。さらに活動が活発化し、会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりするようになり、人が入れ替わっても組織の同一性が失われず、継続的に活動を続けていけば本格的なNPOと言えるでしょう。

いずれにしても、ボランティア団体は、ボランティアが組織化していくという活動の発展経緯において、NPOの分類に含めるのが一般的です。

(2) NPOの分類体系

さて、NPOという言葉も、人によってはその意味するところが違うことがあるようです。現在、日本においてNPOと言ったとき、その言葉が意味することについては、下図に示す4通りに分類できます。



- ① 最も狭義の意味では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、特定非営利活動法人（NPO法人）になった団体のみを指します。
- ② 最も一般的なNPOの使い方、①に加えてボランティア団体や市民活動団体といわれる団体を指します。
- ③ 広義の理解で、公益社団（財団）法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、ボランティア団体など、すべての営利を目的としない公益団体を指します。
- ④ 最も広い意味で、営利団体以外のすべての団体を指します。この場合は、上記の団体に農協や生協、共済組合、自治会、町内会や一般社団（財団）法人などの公益団体を含めます。

(3) NPO 法人と法人格

次に①NPO法人について考えてみましょう。

NPO法人とは、前述のとおり、NPO法に基づき、法人になった団体のみを指します。

「法人」になる、ということは法律によって人格を付与されるということです。つまり、団体として法人格を持つということは、社会的に人格を持つ団体になるということです。

たとえば、事務所を借りる際に、個人ではなく法人として契約を結ぶことができます。また、銀行口座や不動産などの所有権なども、法人の名前で契約できます。法人格を持たない任意団体において、実質は団体としての契約でも、名目上は代表者個人の名前で結ぶ、という矛盾とあいまいさが、法人格を持つことによって解消されるのです。法人格があることのメリットについては、22ページを参照してください。

法人格を持つための手続として、NPO法は「所轄庁の認証」という方法を採用しています。団体がNPO法に定める公益活動を行うものであることなどを所轄庁が確認し、認証するというものです。法に定める要件を満たしていれば法人格を得ることができるので、限りなく届出制に近い内容となっています。

トピック —NPOに関する用語—

●ボランティアとNPO

一般にボランティアは個人を、NPOは組織を指して使われています。NPOは、社会貢献・社会変革の志をもった市民が、その志を実現するために自発的に（ボランタリーに）集まったものです。個人ではなく、組織的に展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

また、ボランティアが活動に参加する側の人であるのに対して、NPOはボランティアの参加する場を作り、参加を求める側の組織であるという整理もできます。志を持つ一人ひとりの市民の力を生かしていくための手段として作られた組織がNPOであり、理事、ボランティア、会員など立場が違ってもすべてボランティア（自発的に参加した人）と呼ぶことができるかもしれません。

●NGOもNPO？

NGOとは、「Non=非」「Governmental=政府」「Organization=組織」の略語で、日本語に訳せば、「非政府組織」となります。国際協力などの国境を超えた活動を行っている民間の非営利団体の総称として使われている場合が多く見受けられます。NGOは、実質上NPOと同じ意味ですが、政府（行政）に対して民間であることを強調した場合はNGO、企業に対して非営利であることを協調した場合はNPOといわれることが多いようです。

●非営利と無償

「非営利」というと、「無償」（お金をもらわないこと）ではないかと思うかもしれませんが、そうではありません。NPOの「非営利」は「無償」とは別の概念です。非営利とは、団体の利益を構成員に分配しないことをいいます。

たとえば、「非営利なのに、お金をとるの？」という質問は、非営利という考え方と、無償という考え方が混同して使われていることが多いことからくる誤解と言えます。

●市民

単に「〇〇市」という地域内に住む住民という意味でなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味します。また、「市民」は、自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解される場合もあります。

NPO法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

●所轄庁

NPO法人は、所轄庁の認証を経て、法務局で登記することにより成立します。所轄庁は、法人の主たる事務所が存在する都道府県知事（事務所が一つの指定都市の区域内のみにあるときは、指定都市の市長）となります。所轄庁には、法人に対して報告を求める、改善命令を出す、認証を取り消すなどの権限が与えられていますが、法令や定款等に違反していないかの視点に基づいて監督することになっており、NPO法ではその権限の行使について厳格に規定しています。

機動性・柔軟性に富んだNPOの活動は、新しい「公益」の担い手として、企業や行政にはないさまざまな可能性を秘めているからです。

(1) さまざまな可能性を秘めた NPO 法人

NPOという言葉が一般的に知られるようになったのは、阪神・淡路大震災（1995年）の時でした。当時、NPOやボランティアが行政にはできなかった活動を展開し、広く注目されました。自発的に取り組まれるNPOやボランティアは、自分の意志で目の前の課題に順次取り組んでいくことが可能でした。また、NPOやボランティアは自らがその結果に対して責任を取りさえすれば、どのような課題にどのような形で取り組むかは自由に選ぶことができました。このようなことから、NPOやボランティアは震災当時、きわめて「機動的」で「多彩な（柔軟な）」救援活動を「迅速性」をもって行うことができたのです。

機動性、柔軟性、そして迅速性に富んだNPOの活動は、規模や範囲は限られるものの、現在の多様化する社会のニーズに対し、行政の弱い分野、対応が難しい分野をきめ細かく担っていける可能性を秘めています。また、企業が参入しない採算性の合わない事業分野でも、社会に必要とされれば、NPOが事業化する可能性を多分に持っています。

こうした背景のもと、1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、NPOに法人格が与えられるなど、NPOの活動を促す法制度が整備されました。これにより、多くのNPO法人が設立されることとなり、社会的な注目を集めるに至っています。

(2) 特定非営利活動促進法（NPO法）の社会貢献活動とは

特定非営利活動促進法 第1条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

これは、NPO法の第1条です。この中に出てくる社会貢献活動とはどのようなものなのでしょう。現在、NPOの活動は私たちの社会の中で、さまざまな分野に広がっています。そこで、ほんの一部ですが、各分野での活動を紹介します。

まず、社会福祉の分野では、高齢者や障害者への介護サービスを提供したり、障害者の働く場を作る共同作業所や、高齢者同士で助け合って暮らすグループホームの運営をするNPOなどがあります。

まちづくりの分野では、歴史的な建造物の保存活動、お祭りによるまちおこしの活動、インターネットでの地域情報の提供、といったまちの発展を支えていこうという活動があげられます。

環境分野では、自然や動物の保護を行う活動、環境測定を行う活動、リサイクルの促進、河川をきれいにする活動などがあげられます。また、美しい自然を守るためにその土地を市民が買い取って保全するナショナルトラスト運動などを行うNPOなどもあります。

この他にも医療、芸術・文化、男女共同参画、国際協力、人権・平和、他のNPO団体の活動支援など、NPOの活動がさまざまな分野で大きく広がっています。そして、これらのNPOの活動は、いずれも何ら

かの社会的な意義を持っています。このように社会貢献活動とは、社会全体の利益に寄与すべく、不特定多数のものの利益の増進を図る活動であり、いわゆるボランティア活動、市民活動、市民運動と呼ばれてきた、市民の社会的な活動のすべてが含まれます。

(3) NPO法における「公益」の考え方

NPO法の第1条（前ページ参照）には、法律の目的として「公益の増進に寄与することを目的とする」とあります。この中に出てくる「公益」の考え方は、NPO法において重要なことなので、ここに整理をしておきましょう。

そもそも「公益」には2つの考え方がありました。

一つは「公益」とされるものについての責任をすべて行政が持つべきだという考え方を前提に、市民活動を行政の手の届かないところを補完するための活動として位置づけ、法制度を整備し、補助金や助成金が受けやすいようにしようというものです。

もう一つは行政のみがすべてに責任を持つ時代ではなく、サービスの供給の主体が、必ずしも行政とは同じ価値観でなくても、契約や取引、所有の主体となれる民間の組織を育てるために、法人格を取得できるようにしようという考え方です。

NPO法では多くの団体や市民の法制定に向けた活発な活動や、国会内外でのさまざまな議論の結果、後者の考え方が採用されました。NPO法は多様な価値観の下に行われる自由な社会貢献活動（市民活動）を社会的に保証していこう、という新しい公共性・社会のあり方を提示した画期的な法律なのです。そして、民間にありながら公益の増進を図ることを目的としているNPOの重要性が大きくなってきています。

また、NPOの認識が広がるにつれ、公益の担い手であると同時に、新たな事業やビジネスの拠点、雇用の受け皿としてNPOを活用する動きも見られ、経済主体としても重要な役割を担うことが認識されるようになってきました。

トピック ー新たな公益法人制度ー

●公益社団（財団）法人と一般社団（財団）法人

2008年12月1日、新たな公益法人制度が施行されました。これは、従来の社団法人、財団法人をその公益性に応じて、公益社団（財団）法人と一般社団（財団）法人に分けるとともに、主務官庁による許可制度を廃止し、登記のみで法人が設立できるようにするものです。

旧民法第34条は、主務官庁が社団法人や財団法人などにその公益性を認め、「許可」という方法により、法人格を付与する形式をとっていました。主務官庁は、これらの団体の活動内容について責任を持つ代わりに、その活動の内容に関与していました。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度にみられた様々な問題に対応するため、一般社団（財団）法人を登記のみで設立できる制度が創設されました。また、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益等認定委員会などの意見に基づき、公益社団（財団）法人に認定する制度が創設されました。

●NPO法人との類似点と相違点

法人の事業活動により発生した利益を構成員に分配しない、「非営利性」という点において、両者は共通しています。一方、「公益性」については違いがみられます。NPO法人は公益事業を行う必要があります。公益社団（財団）法人は、公益目的事業が全体の50%以上を占める必要があります。一般社団（財団）法人は、公益事業を行う義務はありません。

このほかにも、NPO法人の設立には役員4名、社員10名が必要なのに対し、例えば一般社団法人では、役員1名、社員2名で設立できるなど、より法人を作りやすい仕組みとなっています。

また、一般社団（財団）法人は登記のみで設立できるので、それを監督する主務官庁もありません。NPO法人の場合は、法に定める範囲内で所轄庁に監督権限が付与されています。

Ⅱ 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動目的

Question 3 NPO法人が活動できる分野とその内容には、どのような制約があるの？

Answer 3

特定非営利活動促進法（NPO法）は、NPO法人の活動目的について以下の点を挙げています。

- NPO法第2条第1項別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としていること（第20号に該当する活動は、さいたま市では定めていません [R2.3.1 現在]）
- 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること
- 営利を目的としていないこと
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと
- 特定の政党のために利用しないこと

（1）活動分野20項目（NPO法第2条第1項別表）の内容

NPO
法

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動	⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
②社会教育の推進を図る活動	⑬子どもの健全育成を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動	⑭情報化社会の発展を図る活動
④観光の振興を図る活動	⑮科学技術の振興を図る活動
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑯経済活動の活性化を図る活動
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑦環境の保全を図る活動	⑱消費者の保護を図る活動
⑧災害救援活動	⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑨地域安全活動	⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
⑪国際協力の活動	

NPO法人は、公益法人の一形態であり、NPO法は民法の特別法として位置付けられます。NPO法では、公益的な非営利活動として20項目の活動が列挙されています。

20項目に含まれるかどうかの判断は、「常識的に含まれると考えられるものは、積極的に含まれると扱う」という解釈が、国会では答弁されています。

また、NPO法第2条第2項中には「特定非営利活動を行うことを主たる目的とし」と明記されていますが、この主たる目的とは、活動全体の中で、50%以上を占めている活動のことをいいます。50%以上であるかの判断は、単に活動の事業費の額だけでなく、総合的に判断する必要があります。

(2) NPO法人の目的による規定

NPO法 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること（法第2条第1項）
「不特定かつ多数のものの利益」とは団体の活動による「受益者」が特定されてはならないことを意味し、特定の団体や個人の利益である、いわゆる「私益」や構成員相互の利益である「共益」のような、受益者が特定されている活動は含みません。

例えば、特定非営利活動によるサービスの提供に関して登録制をとる場合でも、誰でも登録できるようなものは、「不特定かつ多数のものの利益」を目的としているといえます。要件を設けても、非常に緩やかなもので、一般の方々を排除する趣旨ではないということが明白であれば差し支えありません。

また、福祉の増進を図る活動をしている団体が、対象を「障害者」や「高齢者」に限定していたり、国際協力の分野の活動をする団体が「海外の特定地域」の支援をすることも、活動の地域や対象を絞るという意味であって、「不特定かつ多数のものの利益」といえます。

NPO法 営利を目的としていないこと（法第2条第2項第1号）
その活動によって得た利益（寄附金も含む）を構成員に分配することを目的としないことをいいます。無償で奉仕しなければならないということではありません。

また、従業員に支払う給与など、労働の対価としての適当な額の報酬は、事業実施のための費用と考えられ、利益の分配にはあたりません。

NPO法 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号イ）

宗教団体は、特定非営利活動法人の管理監督を定めるNPO法の対象とするのになじみません。代わりに、設立、管理監督の面で規定を設ける宗教法人法による法人格取得の途があります。ただし、宗教団体の関連組織であっても、その組織自体が、宗教の教義を広める等を目的としていなければ、NPO法の規定に反しません。

NPO法 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ロ）

政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理原則をいいます。NPO法人は、このような主義を推進、支持、あるいは反対することを主な目的とすることができません。ただし、たとえば、公害の防止、人種差別の反対、自然保護、中小企業振興など個別具体的な「政治上の施策」に関しては、反対又は賛成の意見の表明をしても、これにはあたりません。

NPO法 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ハ）

特定の公職者や、公職の候補者への支持などは、それを団体の従たる目的として行っても法に抵触するので注意が必要です。ただし、団体の活動目的と合致する候補者等の唱える政策を応援することは禁止していません。

NPO法 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと（法第12条第1項第3号）

暴力団がNPO法人を設立し、非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行うことは問題であるため、平成15年の法改正では暴力団の排除をさらに強化する改正となりました。

NPO法 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと（法第3条第1項）

NPO法 特定の政党のために利用しないこと（法第3条第2項）

Question 4

NPO法人は利益をあげてはいけないの？

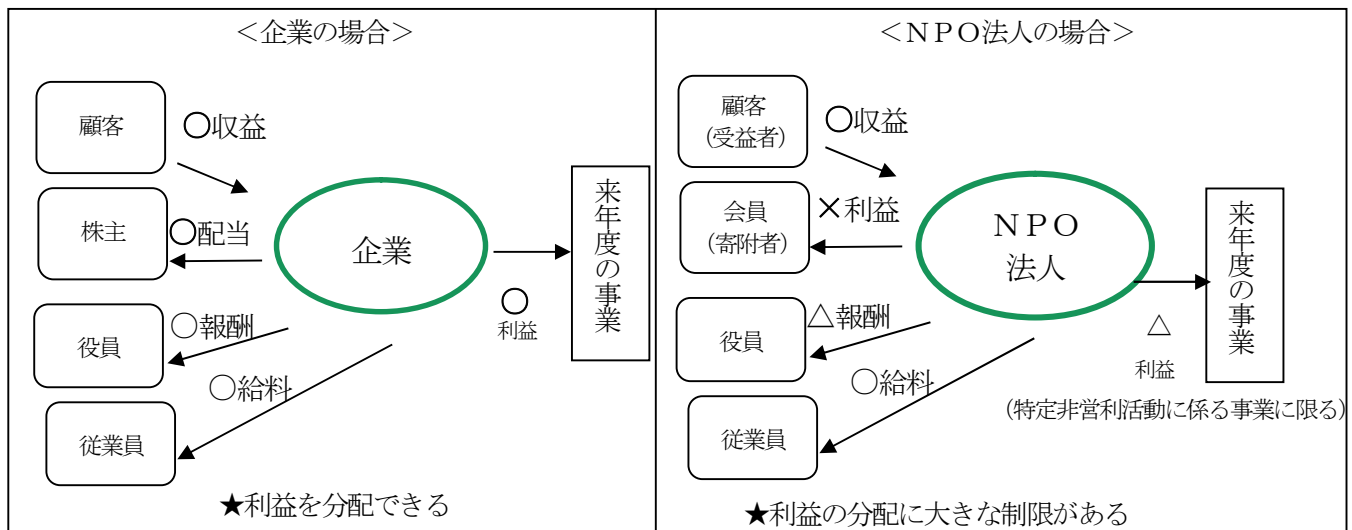
Answer 4

利益をあげてもかまいません。ただし、利益の分配について制限が課せられています。

(1) 剰余利益の扱い方

NPO法人の事業というと、無償のボランティア活動というイメージを持つ人もいるかもしれませんが。しかし、これは誤った考え方で、NPO法人は、報酬を受け取ってサービスをしなくても構いません。非営利とは、儲けてはいけない、スタッフが給料をもらえないというわけではないのです。儲けてもよいし、スタッフに給料を出してもよいのですが、その剰余利益を関係者が受け取ることはできません。つまり、物の販売代金やサービスの手数料として収入を得てもよいのですが、その利益を会員に還元したり、役員や職員の特別賞与に使うなどメンバーに分配することはできず、あくまでその利益を団体の目的の実現のため(公益のため)に使うことが、NPO法人の大きな特徴の一つとなります。

■企業とNPO法人における関係者と金銭的な関係



(2) 役員報酬

NPO
法

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

特定非営利活動促進法(NPO法)では上記の条文により役員(理事と監事)の報酬について制限が設けられています。

ここでいう報酬とは、役員としての「役職」に対しての報酬などの対価という意味です。

理事が有給の職員などを兼職している場合は、給与(労働の対価)ですので、これには含まれません。

また、会議などに出席した際の交通費などは「費用の弁償」であって、報酬には含まれません。

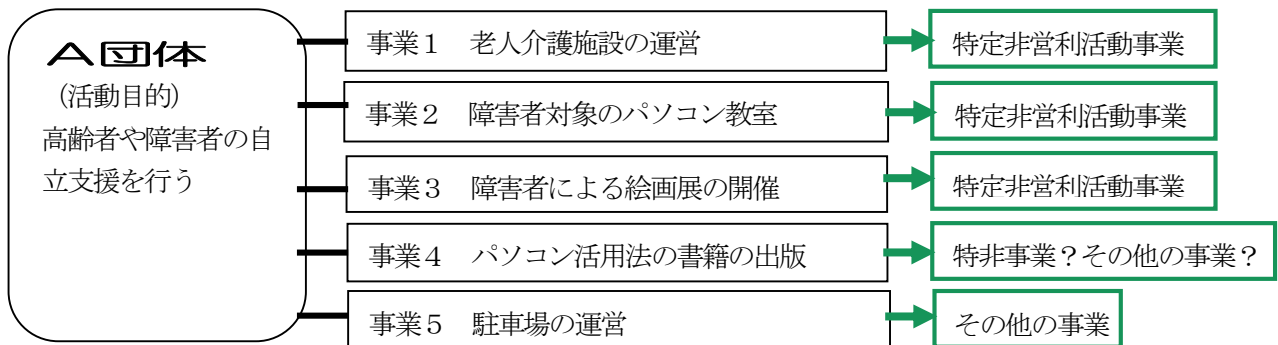
なお、役員報酬といっても不当に高い額である場合などは、非営利の要件に該当しない、いわゆる利益の分配にあたることもありますので、注意が必要です。

(3) 特定非営利活動に係る事業とその他の事業の位置づけ

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(その他の事業)を行うことができます。ただし、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません(法第5条第1項)。事業が特定非営利活動に係る事業であるか、

その他の事業であるかは、団体の目的に照らして、団体自身が判断します。

これを、ある福祉系の団体の事業例を挙げて考えてみましょう。



上図の例では、まず、事業1～3は高齢者や障害者の自立支援の事業に含まれていると考えてよいでしょう。つまり、活動目的と照らして特定非営利活動に係る事業と位置づけられます。

次に事業4では、例えば高齢者や障害者向けの書籍ということであれば、特定非営利活動に係る事業と考えられますが、活動目的と関係の薄い一般の人を対象とした書籍の出版となると、その他の事業と考えられます。さらに、事業5のように目的とはまったく関連付けられないものは、その他の事業となります。

ここで、注意しなければならないのが、特定非営利活動に係る事業、その他の事業とも、得られた利益は、今後の団体の特定非営利活動に係る事業の活動費に充てなければならないということです。

トピック -NPO法人の資金源-

NPO法人には、下記のような多様な資金源があります。これらのバランスをとることが大切です。

- 会費**： NPO法人の多くは会員から会費をとる制度を採用しています。会費は団体にとっての使い道の自由度が高く、毎年継続的に会員から支払われる会費は安定財源の一つとなります。その法人の理念に共感し、会員となる人が増えれば、それだけ会費収入は増えていきます。
- 寄附金**： 個人、あるいは企業等から、そのNPO法人の理念に共感し、支援するために行われる会費以外の金銭的な寄附です。会費と比べて一般的に大口の資金が望めますが、継続性を期待できるものではありません。他に、物による寄附も考えられます。会費同様に使い道の自由度は比較的高いものです。
- 事業収入 (特定非営利活動に係る事業・その他の事業)**： 団体が行うサービス提供の対価、イベントや講座の参加費、出版物や生産物の売上などの事業を行うことによって得られる収入です。事業収入には「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」の2つの事業収入があり、特定非営利活動に係る事業による収入は、行政からの受託事業に対する対価としての収入と、そのNPO法人が自ら開発・実施する事業に対する対価としての収入により得られる収入を指します。その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に利益を補填するために^{ほくへん}行われるものです。
- 助成金**： 自治体、助成財団、基金などの実施主体により、一定の審査を経て得られるもので、NPO法人の活動に対して、その費用の一定割合を助成する資金です。助成者側により申請の基準が異なり、事業内容が限定されていたり、人件費に対して助成されなかったり、事業費の一部を自ら調達しなければならないなどの制約があるので、申請を行う前に確認が必要です。毎年継続的に提供される助成制度はあまり見られず、事業の立ち上げのための資金として活用するものが多く見られます。
- 補助金**： 特定の事業を行うために必要な経費を政府や自治体が補助するものです。公共サービスの一端を担っているという自負があるNPO法人からの行政への要望が高い資金です。また、助成金同様、支給要件や継続性の問題があります。
- 借入金**： 金融機関、団体、個人などから借り入れる資金のことです。通常、金利を付して返すものであり、返済の保証がなければ借りることはできないので、金融機関などから借入金による資金調達を行えるNPO法人は極めて限定されることとなります。債務超過の場合には、NPO法人の理事に対して破産申立義務があります。

Ⅲ 特定非営利活動法人（NPO法人）の組織の要件

Question5 NPO法人は10人いれば組織として成り立つの？

Answer5

10人いれば、NPO法人は設立できます。NPO法人の構成・組織についての要件としては以下の点があげられます。

- 常時10人以上の社員がいること
- 社員の資格を得たり、脱退することに不当な条件をつけないこと
- 社員総会を年1回以上開催すること
- 3人以上の理事、1人以上の監事をおくこと（社員との兼務が可能です）など

(1) 社員の定数とその資格要件

NPO法 **社員が10人以上いること**（法第12条第1項第4号）
ここでいう「社員」とは株式会社等のサラリーマンや職員、従業員のことではなく、社員総会で表決権を持つ会員のことで、社員の必要数である「10人以上」とは、団体の組織体として活動するための最低限の人数を定めたものです。

NPO法 **社員の資格を得たり、脱退することに不当な条件をつけないこと**（法第2条第2項第1号イ）

■社員資格取得の条件

誰でも社員になれることがNPO法人の原則となっています。社員の資格取得に条件を付けることは、活動目的に照らして、合理的、かつ客観的なものでなければ認められません。

以下に資格条件の設定に可能な例、不適当な例を記します。

○条件設定の可能な例（団体秩序の維持を目的とする最小限の制限）

「社員になるためには、理事会の同意を得なければならない。理事会は、相当な理由がない限り、入会の申し出を拒むことはできない」

○条件設定の不適当な例（推薦や検定試験の基準が不明確）

「社員になるためには、現に社員である者の推薦を要する」

「社員になるためには、会の実施する講座を受講し、検定試験に合格しなければならない」

■社員の資格喪失の条件

原則的に、社員はいつでも自由に退会できなければなりません。たとえば、定款に「社員が脱退するときは、理事会の承認を得なければならない」などといった規定は不適当といえます。

(2) 社員総会の開催要件と位置づけ

NPO法 **総会を年1回以上開催すること**（法第14条の2）

■総会の開催義務

社員総会は株式会社の株主総会にあたるもので、法人の最高意思決定機関です。法人を代表する機関ではありません。社員総会では、基本的な業務や予算、事業計画などを審議して議決します。少なくとも年1回は通常社員総会を開催しなくてはならず、また、社員総数の5分の1以上が会議の目的となる事項を示して開催の請求をしたときは、臨時社員総会を開かなければなりません。

■総会の位置づけ

原則として、通知された会議の目的に関する内容について決議します。特に、①定款の変更の議決、②法人解散の議決、③法人の合併の議決の3つの事項については、社員総会でしか議決することができません。

(3) 役員の定数とその資格要件

NPO法 役員は理事3人以上、監事1人以上いること（法第15条）
 理事は3人以上置かなければなりません。理事は必ずしも社員である必要はなく、社員以外から理事を選出することも可能です。また、職員を兼ねることもできます。

監事は必ず1人以上置かなくてはなりません。

■役員の欠員補充

役員が定数の3分の2未満になった場合は遅滞なく補充しなければなりません（法第22条）。

（ただし、法第15条により、理事は3人、監事は1人を欠くことは許されません）

NPO法 役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと（法第20条）
 法第20条において、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団の構成員、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者などの欠格事由を役員に対して求めています。

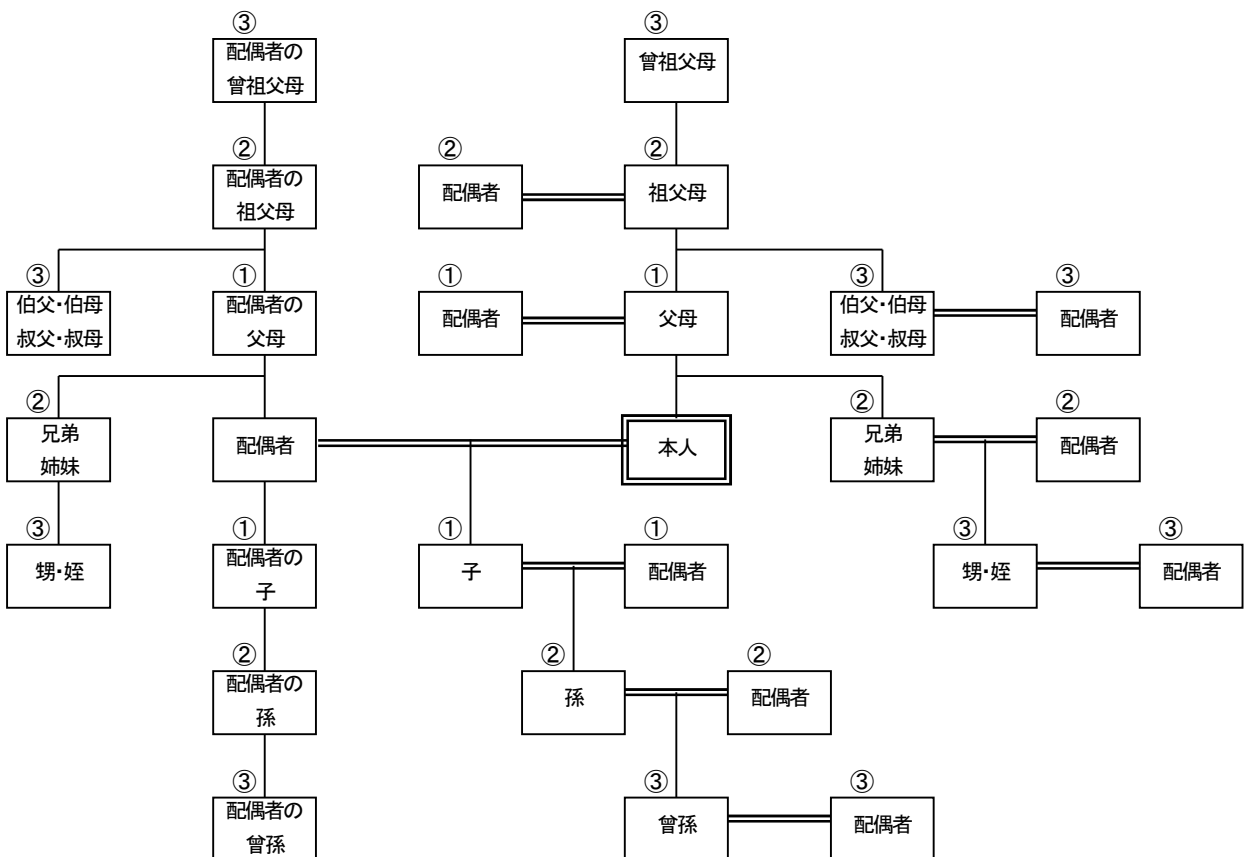
NPO法 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと（法第21条）

役員の子を排除する理由については、NPO法人の業務は、原則として理事の過半数によって決定される（法第17条）ため、親族が集中することで専断のおそれが発生するからです。

役員が6人以上の場合、それぞれの役員につき、配偶者または3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。

NPO法 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ） 14ページを参照してください。

3親等以内の親族の図



(4) 役員の権限と責任

■理事の権限

NPO法人の業務は理事が代表します。理事はそれぞれに単独で代表権を有していますので、それぞれの理事はその名前で業務を執行することができます。ただし、定款で定めることにより、代表権に制限を加えることが可能です。(法第16条)。

NPO法人の業務は通常、理事総数の過半数で決定することになります(法第17条)。決定の方法は、理事で理事会を構成して意思決定する場合があります。ただし、理事(理事会)がNPO法人のすべての業務にわたって意思決定するのではなく、各団体が定款で定めた総会からの委任事項のみを決定することができます。

■理事の責任

理事は、法人から業務の執行について契約により委任を受けたものと考えられますので、善良なる管理者の注意義務をもって法人の業務の執行にあたらなければなりません。理事が善良なる管理者の注意義務を怠ったため、法人に損害を与えた場合には、理事はこれを賠償しなければなりません。

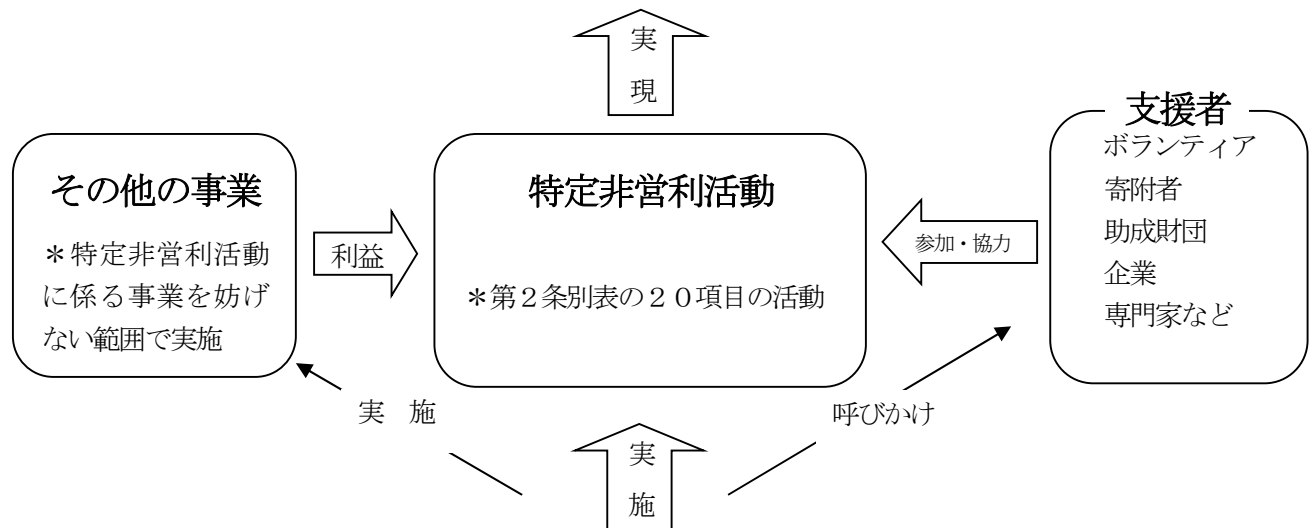
また、理事は、法令に違反して、登記することや書類の提出を怠ったとき、法人が債務超過であることを知りながら、破産手続開始の申立てをしなかったときなどに、過料に処せられる場合があります。

■監事の権限と責任

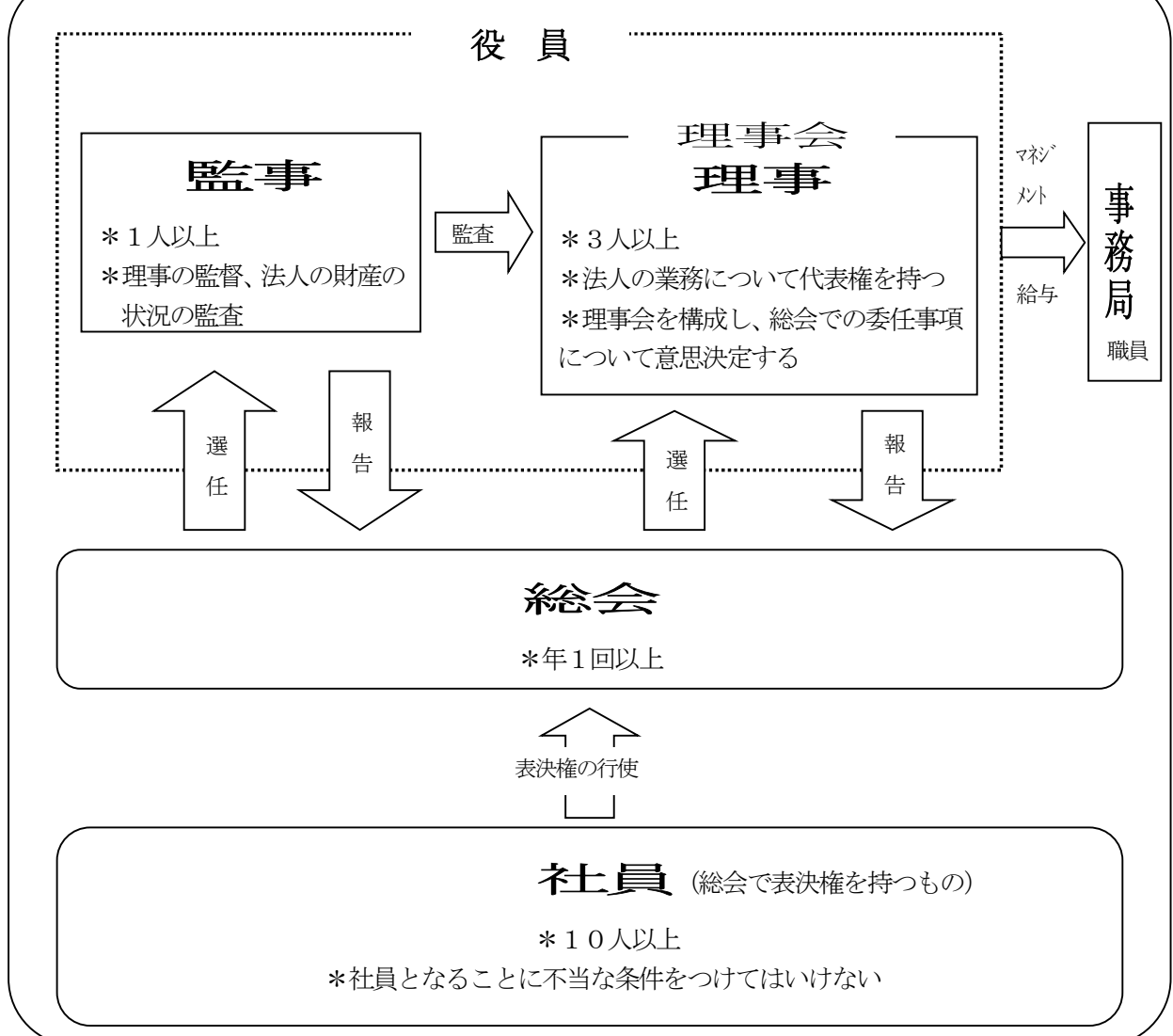
監事は理事を監督したり、法人の財産の状況を監査します(法第18条)ので、理事等の執行機関からの独立性が要求されます。従って、法人の業務を執行する理事や職員を兼務することができません(法第19条)。監事は法人の業務や財産に関し、不正の行為や法令(定款)違反を発見した場合には、所轄庁や社員総会に報告又は理事に意見を述べる義務があり、また、監事には社員総会を招集するなど、強い権限が与えられています。

また、監事も理事と同様に、法令に違反して、登記することや書類の提出を怠ったときなどに、過料に処せられる場合があります。

目的
(不特定かつ多数のものの利益)



特定非営利活動法人 (NPO法人)



Ⅳ 特定非営利活動法人（NPO法人）の運営上の特徴

Question6 NPO法人の会計処理は大変なの？

Answer6

会計処理の大変さは、一般の会社と同等と考えてよいでしょう。ただし、NPO法人ならではの会計ルールがありますので、注意が必要です。

会計に関するNPO法が規定する要件

NPO法人においても、一般の会社と同様に、日々の取引の帳簿をつけ、財務諸表を作成するなど、会計業務が求められてきます。とくに、NPO法が情報の公開による公益の判断を市民に委ねているという点から、会計処理は最も大切な業務と考えられます。

NPO法では次に示す要件を定めており、企業会計と異なるルールもあります。

■要件①－区分会計－

NPO法 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（法第5条第2項）

その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業とは区分して会計を行い、事業年度毎の報告も区分して報告する必要があります。区分の具体的な内容は法には記載されていません。記帳を別にするかどうか、金庫を別にするのかも事業の性格や規模によって団体ごとに自ら判断することになります。

■要件②－正規の簿記－

NPO法 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること（法第27条第2号）

NPO法は「正規の簿記」の具体的な方法等については記載していません。一般に正規の簿記であるためには、取引が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること、記録、計算が明瞭、正確に行われ、かつ順序、区分などが体系的に整然と行われていることなどが必要とされています。

また、法は正規の簿記の条件として、必ずしも「複式簿記」までは要求していません。単式簿記か複式簿記かは（例えば、事業性が高いかどうかといった）団体の活動の内容や財源によって、また、事業全体の規模によって、自らにあった形の「正規の簿記」を行うことになります。

■要件③－財務諸表による財政情報の明瞭性－

NPO法 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること（法第27条第3号）

NPO法人は、下記の計算書類を作成し、所轄庁に提出することになっています。

- ①活動計算書（69ページ参照）
- ②貸借対照表（75ページ参照）
- ③財産目録（76ページ参照）

また、NPO法人は、会社のように損益計算書を作成する必要はありませんが、法人税法上の収益事業を行う法人は、税務署に損益計算書を提出することがあります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

■要件④－会計処理の基準・手続の継続性－

NPO法 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと（法第27条第4号）

Question7 なぜ、特定非営利活動促進法（NPO法）に情報公開が義務付けられているの？

Answer7

活動の公益性を市民に判断してもらうため、情報公開が義務付けられました。

(1) NPO法における「公益性」の認定

NPO法は、行政による監督を極力排しました。そのため、法人活動の公益性を誰がどう保障するのかという点が問題になります。そこで、NPO法は団体の組織、活動内容、会計等の情報を広く市民に公開することで、その団体が信用できるに足る、または、法人格を付与するに値する団体であるかどうか、市民に判断させようとしています。

NPO法は、団体が法人格そのものによる信用ではなく、その活動の内容を広く市民に知らせることで、初めて信用を獲得できると考えています。従って情報公開（アカウントビリティ＝説明責任）は、法人が社会的信用を得るために遵守しなければならない義務といえます。

(2) 情報公開の仕組み

それでは、NPO法では、具体的にどのような情報公開を求めているのでしょうか。NPO法は、以下2つの場合について規定しています。

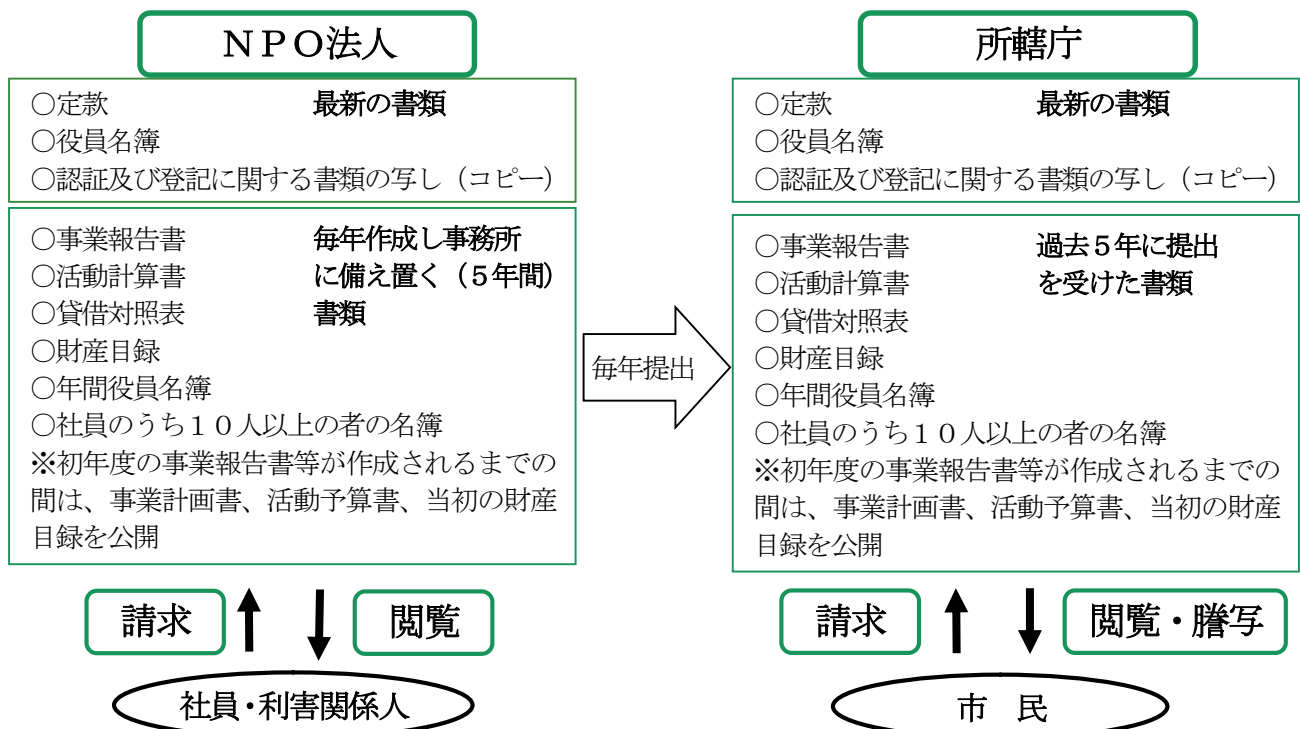
①NPO法人の設立申請時

NPO法では、所轄庁はNPO法人の設立の申請が行われると、1か月間、その団体における主要な書類が一般に縦覧(公開)されます(法第10条第2項)。

②事業年度終了後

NPO法人には、事業報告書等の作成と所轄庁への提出が義務付けられています。この提出を3年間怠った場合は、法人の認証が取り消されることがあります。また、この報告書類は誰でも所轄庁で閲覧又は謄写をすることができます。さらに、報告書類を法人の事務所に備え置き、利害関係人などから求められれば閲覧に応じなければなりません(法第28条・第29条・第30条)。

※所轄庁による情報公開について、詳しくは、112ページを参照してください。



Question 8 任意団体を法人化する際のメリットと制約は？

Answer 8

法人化のメリットは、契約形態を個人から組織に切り替えられ、情報公開制度などによって社会からの信頼を得られやすくなることです。一方、制約には各種報告書の作成や課税といった義務が生じます。

(1) 法人化のメリットと制約

法人格のない任意団体から、特定非営利活動法人（NPO法人）へ移行する際、下記のメリット・制約条件と照らし合わせて、NPO法人にする意義があるかが重要になってきます。団体によって、事情が違います。NPO法人化が、組織や活動の継続と広がりにも寄与するものか、十分な検討や議論が必要です。

■法人化のメリット

- ① 代表個人の契約から、法人の契約にすることができます。
 - 法人として契約の主体となれます（預金、不動産の所有、自動車の登録、電話の加入など）。
 - 企業や行政から業務委託などが受けやすくなります。
 - 職員と雇用契約が結べるようになり、人材の確保が有利になります。
 - 損害賠償など個人の責任から法人への責任になり、個人の負担感が軽減されます。
- ② 社会的信頼が得られやすくなります。
 - 情報公開制度によって社会から信頼を得られやすくなります。
 - 助成金・補助金が受けやすくなります。
 - 海外での活動がしやすくなります。
- ③ 組織的な活動が可能になります。
 - 代表者が変わっても、所有権の移転などが不要になります。
 - 組織運営を明文化し、より民主的なものにすることができます。
 - 構成メンバーの自覚が高まり、組織の士気が高揚します。
- ④ 上記によって事業の継続性を高めることができます。

■法人化の制約（法人に課される義務など）

- ① 各種事務管理が発生します。
 - 社員総会を開催して、社員に対して、活動報告、予算、決算を明らかにしなくてはなりません。
 - 会計原則に即した会計処理をしなくてはなりません。
 - 所轄庁への事業報告書等の提出が必要になります。
- ② 情報開示の義務が発生します。
- ③ 原則として法人県民税・市民税均等割が課税されます。なお、法人税法上の収益事業を行う場合には、さらに法人税、法人事業税、法人県民税・市民税法人税割が課税されます。
- ④ 法人が解散した時に、財産が戻ってきません。

(2) NPO法人化におけるその他の留意点

また、任意団体など既成の組織がある場合、次のようなことにも配慮することをお勧めします。

- NPO法人化する目的やねらいを明確にする。
- 法人化のための準備会・実行組織を設置し、団体の構成員に対する理解と協力を得られるようにする。
- 現在の役員構成を、NPO法と照らし合わせて再構成する。
- 任意団体での会員制度から、NPO法上の社員へスムーズに移行する。
- 個人で保有していた事実上の団体の資産を、法人へどのように移管し会計処理を行うか明らかにする。

協働とは、共通の目的を有する領域において、お互いの特性を活かしたパートナーシップを構築し、積極的に協力・連携しながら地域社会の課題を解決していくことです。

(1) 協働の意義

少子高齢化や環境問題など、地域において市民のニーズが多様化し、社会的課題が複雑化しています。これらのニーズや課題に、公平性や平等性を原則とする行政だけで対応していくことは、困難な状況になっています。一方、市民が主体となったNPOによって、その特性を活かした様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われ、新たな「公益」の担い手として注目されています（10ページ・なぜNPO法人が注目されているの？参照）。

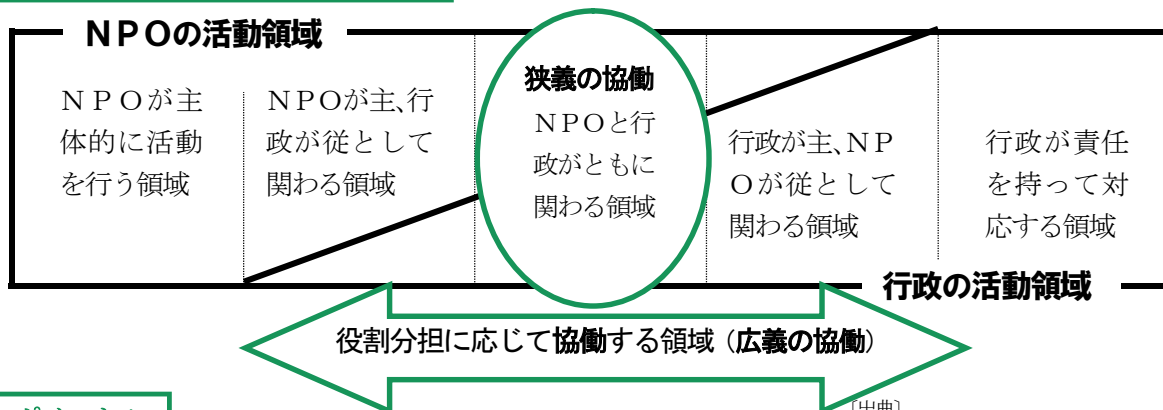
そこで、地域社会の課題解決や市民のニーズに対応していくためには、社会全体の利益である「公益」を、市民、NPO、行政、企業等が、それぞれの立場で担っていくとともに、共通の目的を有する時には連携・協力していくことが必要でしょう。

(2) NPOと行政の協働について

NPOと行政は、同じ公益を担う組織体といえども、組織の形態・規模、構成メンバー、規範やルールなど、異なる性格・性質を多分に有しているため、それぞれに苦労や悩みを抱える場合が多いと思われます。

そこで、NPOと行政との協働の領域と、協働を進めていくポイントを以下にまとめました。

NPOと行政との協働領域



ポイント！

①目的を共有していること

様々な社会的課題や市民のニーズに対応し、NPOと行政がそれぞれの立場で共に公益を担うため、協働の目的を明確にし、その目的を共有する必要があります。

②役割分担が明確であること

NPOと行政が双方の違いを認め合った上で、お互いの特性や立場を活かせるような役割分担によって課題を解決していくことが必要です。その際、双方が自立した組織として責任を分担しながら、対等な関係を築けるような配慮が求められます。

③NPOと行政の関係が市民へ情報公開されていること

NPOと行政の協働は、その成果を広く市民や地域社会に還元するとともに、協働に至るまでの手続や評価についても情報公開が必要でしょう。

〔出典〕

「NPO実践講座（新版）」 山岡義典／雨宮孝子
編著（ぎょうせい） P.120の図に加筆修正

V まとめ—法人の設立・運営の要件—

PART-1のまともとして、特定非営利活動促進法（NPO法）で定めている法人の設立・運営の要件について主要なものを整理しました。特に、NPO法人を設立する際のチェックポイントとしてご活用ください。

	法人の要件	特定非営利活動促進法	解説ページ	Check
1	法第2条別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としていること	第2条第1項	12	
2	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること	第2条第1項	13	
3	営利を目的としていないこと	第2条第2項第1号	13	
4	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと	第2条第2項第2号イ	13	
5	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと	第2条第2項第2号ロ	13	
6	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと	第2条第2項第2号ハ	13	
7	暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと	第12条第1項第3号	13	
8	特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わないこと	第3条第1項	13	
9	特定の政党のために利用しないこと	第3条第2項	13	
10	社員（総会で表決権を持つもの）が10人以上いること	第12条第1項第4号	16	
11	社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと	第2条第2項第1号イ	16	
12	総会（社員の意思決定機関）を年1回以上開催すること	第14条の2	16	
13	役員は、理事が3人以上、監事が1人以上いること	第15条	17	
14	理事又は監事はその定数の3分の1を超える者が欠けた場合、遅滞なく補充すること	第22条	17	
15	役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと	第20条	17	
16	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと	第21条	17	
17	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること	第2条第2項第1号ロ	14	
18	その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行い、利益を生じたときは特定非営利活動に係る事業に充てること	第5条第1項	14	
19	法第5条、法第27条に規定する会計の原則に従って会計を行うこと	第5条第27条	20	